

## 地域密着型通所介護への移行に当たっての留意事項

※ 以下については平成28年3月7日現在のものであり、厚生労働省からの通知等により取扱いが変更となる場合がありますので御留意ください。

平成28年4月から、通所介護事業所のうち、事業所の利用定員が18名以下(予定)の事業所については、「地域密着型通所介護」として「地域密着型サービス」に位置づけられます。

「地域密着型サービス」に移行すると

- (1) 指定権者（新規申請，変更届，更新申請などの提出先）が事業所所在地の市町になります。
- (2) 原則として事業所のある市町の被保険者だけがサービスを利用できます。（当該市町の同意を得た上で他の市町が当該事業所を指定すれば，他の市町の被保険者が利用することも可能。）
- (3) 市町が日常生活圏域ごとに必要な数量を計画的に定め，計画的な整備を行います。
- (4) 基準に関する条例を定める権限は，市町が有します。
- (5) 地域密着型通所介護は，特例地域密着型サービスに位置づけられ，運営推進会議の実施が義務付けられ，また，住所地特例対象者へのサービス提供が可能となります。

### 1 地域密着型通所介護（利用定員18人以下の予定）に移行する事業所

#### (1) 地域密着型サービスに移行することにより新たに適用となる基準について

地域密着型通所介護では地域との連携や運営の透明性を確保するため、以下の3つの基準が新たに設けられる予定となっています。

- ア 運営推進会議の設置（おおむね6月に1回以上）
- イ 事業運営に当たっての地域との交流
- ウ 事業所と同一の建物に居住する者以外へのサービス提供に関する努力義務

#### (2) 他市町の被保険者である利用者について

地域密着型サービスの利用者は事業所の所在する市町の被保険者に限られるため、平成28年4月1日以降は事業所の所在する市町以外の被保険者は利用できません。

ただし、平成28年3月31日において他の市町の被保険者が利用している場合(利用契約がある場合)は、当該他の市町の指定を受けたものとみなされるため、当該利用者に限り引き続き利用することができます。3月31日時点における他の市町の被保険者の利用状況を把握するため、県地域福祉課に利用者状況の報告をしていただく必要があります。回答のない場合には、4月分が請求エラーとなりますので、必ず期限までに回答をしてください。

なお、他の市町の指定は当該利用者が利用を継続している間に限られるため、サービス提供を終了した場合には再度の受入れができませんので御注意ください。

また、介護予防通所介護の利用者はみなし指定の対象ではないため、他の市町の被保険者である要支援の利用者が平成28年4月1日以降に要介護に変更となった場合は、地域密着型通所介護を引き続いて利用することはできませんので、区分変更申請等の際には十分に注意してください。

他の市町の被保険者の利用がある場合には、指定更新の申請を行う際には事業所の所在する市町に申請すると同時に、当該他の市町に対しても申請を行う必要があります。申請の方法等については市町により異なる場合がありますので、事前に当該他の市町に確認し、必要な手続きを行ってください。

#### (3) 定款の変更について

法人の定款に地域密着型通所介護を実施する旨の記載がない場合は、更新時期までに定款を変更しておく必要があります。なお、指定の有効期間の満了日は改正前の通所介護の指定を受けた日から6年経過した日までとなる予定です。定款の記載方法は所在する市町にご相談ください。

(裏面に続く)

#### (4) 利用定員の変更について

平成 28 年 4 月 1 日以降に利用定員を 19 人以上に変更する場合は、市町に地域密着型通所介護事業所の廃止届を提出し、県(事業所を所管する厚生環境事務所)に通所介護事業所の指定申請を行う必要があります。廃止届は 1 月前、指定申請書は指定を受ける月の前々月の末日が提出期限です。

なお、利用定員 18 人以下の範囲で変更する場合は変更届の提出のみとなります。

#### (5) 体制届の提出について

加算等の算定状況に変更がない場合は届出は不要です。(H28.1.29 取扱い変更)

なお、新たに加算を算定する場合や、現在算定している加算を取り下げる場合等、加算の算定状況に変更がある場合は、平成 28 年 3 月 15 日までに介護給付費算定に係る体制等に関する届出書、体制等状況一覧表及びそれに関する添付書類を事業所の所在する市町(他市町の被保険者がいる場合は、当該利用者の保険者である市町)に、市町で定める様式により提出する必要があります。

#### (6) その他注意事項

- ・介護予防通所介護については、地域密着型サービスへの移行はありません。
- ・事業所番号は現在の番号から変更ありません。
- ・基本報酬については現在の小規模型通所介護の基本報酬を踏襲し、加算・減算についても同様の取扱いとなる予定です。
- ・介護報酬の請求コードが変更になりますので、4 月分の請求の際には十分に注意してください。

## **2 地域密着型通所介護の指定を希望しない小規模な通所介護(利用定員 18 人以下の予定)事業所**

平成 28 年 4 月 1 日(変更年月日)に、利用定員 18 人以下の事業所が利用定員を 19 人以上に変更する場合には、平成 28 年 3 月 31 日までに「地域密着型通所介護のみなし指定を不要とする旨の申出」を、県及び市町へ行う必要があります。